広島市用地測量作業数量算定マニュアル

1 適用範囲

(1) 適用業務量

対象筆数が概ね100筆程度までの業務

(2) 適用地区

原則として公図混乱地区でないこと。

(3) 数量算出項目

ア 調査業務

資料調查(公簿類、地図類、図面類)、現地調查(事前調查)、多角測量、 復元測量、画地調整、民有地境界立会、公共用地境界立会

イ 測量業務

面積測量、境界標設置

ウ 書類の作成

官民境界確認書、民民境界確認書、分筆所在(地形)図、分筆図面、現地調査書

エ その他

調印業務

2 数量算出要領

(1) 調査業務

ア 資料調査

公簿類(土地登記簿)、地図類(公図)、図面類(地積測量図)について、法務局で閲覧等を行い数量を確定する。

イ 現地調査(事前調査)

原則として1件を計上する。

ウ 多角測量

任意の基準点で測量を行う場合は、計上しない。

既知の公共基準点を基に測量を行う場合は以下の点数を計上する。

点数 = 公簿類の筆数 × 20% (小数点以下四捨五入)

工 復元測量

以下の点数を計上する。

点数 = 筆界点を復元する筆数 × 120 % (小数点以下四捨五入)

才 画地調整

土地を分筆する必要が無い場合は計上しない。

土地を分筆する必要がある場合は、以下の区画数を計上する。

復元型 原則として1区画

復元型(加算) 公簿類の筆数 × 20 % (小数点以下四捨五入) 分筆型 分筆図を作成する筆数 [分筆図面作成筆数(書類作成)と同値]

分筆型(加算) 同上

カ 民有地境界立会

B測距・探索を計上する。

点数 = 公簿類の筆数 × 130 % (小数点以下四捨五入)

キ 公共用地境界立会

Bランクを計上する。

点数 = 公簿類の筆数 × 110 % (小数点以下四捨五入)

(2) 測量業務

ア 面積測量

公簿類に記載された面積に基づいて、筆毎に分類して計上する。

イ 境界標設置

境界標埋設を計上する。

点数 = 公簿類の筆数 × 80% (小数点以下四捨五入)

(3) 書類の作成

ア 官民境界確認書

原則として**1**通を計上する。また、管理者が複数の場合は、状況に応じて追加するものとする。

イ 民民境界確認書

原則として1通を計上する。

ウ 分筆所在(地形)図

公簿類(土地登記簿)、地図類(公図)、図面類(地積測量図)及び設計図面により筆数を確定する。

エ 分筆図面

公簿類(土地登記簿)、地図類(公図)、図面類(地積測量図)及び設計図面により筆数を確定する。

才 現地調査書

公簿類(土地登記簿)、地図類(公図)、図面類(地積測量図)及び設計図面により筆数を確定する。

(4) その他

ア 調印業務

以下の件数を計上する。

件数 = 公簿類の筆数 × 40% (小数点以下四捨五入)

3 その他

- (1) 数量算出要領に規定のない項目については、業務毎に必要に応じて計上する。
- (2) 加減率については、原則、公共嘱託登記業務報酬額運用基準(社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)の加減率表の適用範囲内の最小の率を適用する。ただし、現場条件等を考慮して、原則とする率を使用することが不適当な場合は、加減率表の適用範囲内の率の中から定めることができる。